

令和8年度 保育所等入所のご案内

佐久市福祉事務所長

はじめにご確認ください

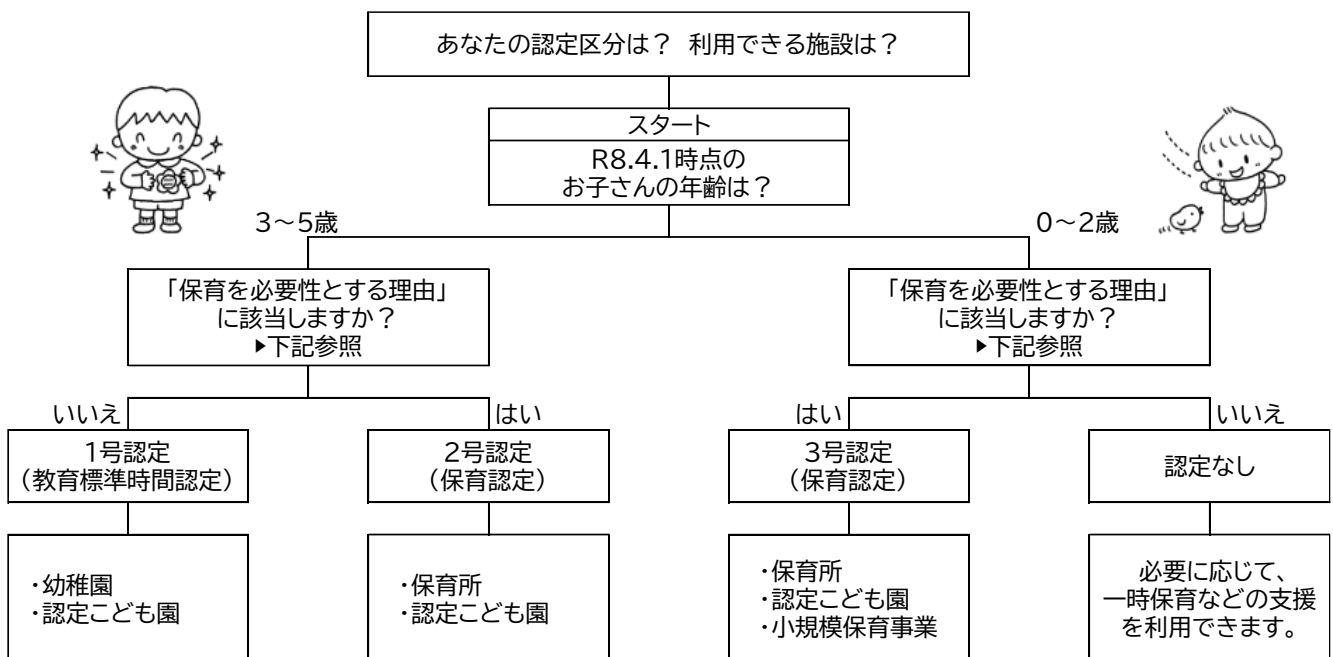
3歳未満児の保育需要の高まりにより、希望施設への入所やきょうだいの同時入所ができない場合があります。申込書に利用希望施設として記入いただいた施設は、全て通所可能かつ利用意思があるという前提で利用調整を行います。

1 教育・保育認定について

教育・保育認定とは、保育所や認定こども園、地域型保育を利用する際に必要となる受給資格です。

お子さんの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。



※市外の施設を利用する場合も佐久市からの認定を受ける必要があります。

「保育を必要とする理由」とは

児童の保護者及び同居する親族等(世帯分離に関係なく同一住所に居住)で、18歳～64歳の方(学生は除く)全員が次の①～⑨のいずれかの状態にある場合に、保育認定を受けることができます。いずれにも該当しない場合は、保育認定は受けられません。

- | | |
|-------------|---|
| ①就労 | 居宅外、または居宅内で労働していることを常態としていること。 |
| ②産前産後 | 母親が妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。(予定日の属する月の前後2か月を限度とする。) |
| ③保護者の疾病・障がい | 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。 |
| ④同居親族の介護・看護 | 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護していること。 |
| ⑤震災等の災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 |
| ⑥求職活動 | 求職活動(起業準備を含む。)を行っていること。(3か月を限度とする。) |
| ⑦就学 | 就学中であること。(職業訓練校における職業訓練を含む。) |
| ⑧虐待・DV | 虐待やDVのおそれがあること。 |
| ⑨家庭育児 | 育児休業取得中に既に保育を利用して、継続利用が必要であること。 |
| ⑩その他 | 市長が①～⑨に類すると認める状態にあること。 |

保育認定の申し込みにあたっての留意事項

- ・同居する親族等で65歳未満の方が家庭で保育することができる場合は認定できません。
- ・「下の子どもの育児に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」等の理由では認定できません。
認定こども園(教育標準時間認定)または幼稚園の利用をご検討ください。
- ・求職活動の場合は3か月の利用を限度とし、保育の必要性を証明する書類の提出により継続利用が可能となります。求職活動による延長は認められません。

2 保育認定および保育所等利用の申し込み受付について

(1)新規入所申し込みに必要な書類

- ①「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」(緑両面、児童1名につき1枚)
- ②「令和8年度保育所等利用申込書」(白色片面、児童1名につき1枚)
- ③「保護者(申込者1名分)のマイナンバー証明」(「マイナンバーカード」又は「マイナンバー記載の住民票等及び写真付本人確認書類」)
- ④「保育の必要性を証明する書類」(7ページ参照)
- ⑤「委任状」(保護者以外が受付にお越しになる場合に必要です。)

※インターネットによる申し込みをする場合、①②⑤は不要です。(申し込みフォームの各項目に入力することによって、申請書等を提出したことになります。)

※④の「保育の必要性を証明する書類」については7ページを参照し該当する書類をご準備ください。

(2)申し込み方法

インターネットまたは受付会場で受け付けします、どちらかでお申し込みください。

どちらの方法も、申し込みをする際に保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)、保護者(申込者1名分)のマイナンバー証明(※)が必要になります。保育の必要性を証明する書類については7ページをご確認ください。

なお、1号認定(教育標準時間認定)で私立認定こども園に入園希望の方は、直接施設へお問い合わせください。

※「マイナンバーカード」、または「マイナンバー記載の住民票等及び写真付本人確認書類」

インターネットによる申し込み

マイナポータル「ぴったりサービス」とマイナンバーカードを利用して申し込みをすることができます。

なお、インターネットによる申し込みが可能な児童は令和8年4月から令和9年3月までの期間に保育所等に新規入所を希望する児童のみです。現在入所している園に継続して入所を希望する場合は、現況届等を入所している園へ提出してください。

【受付期間】 ※10月6日、31日以外は24時間申し込み可能

10月6日(月)午前8時30分～10月31日(金)午後5時15分



マイナポータル
「ぴったりサービス」

佐久市ホームページ「令和8年度保育所等入所のご案内」(トップページ→子育て・教育→子育て・保育→保育園・幼稚園)

<https://www.city.saku.nagano.jp/kyoiku/kosodate/hoikuen/nyusho/r8nyusho.html>

または右記 QR コードからお申し込みください。(検索条件:カテゴリ「子育て」 手続き:保育所利用申込書)

インターネットによる申し込みにあたっての留意事項

- ・申し込みには、申込者のマイナンバーカードが必要です。
- ・マイナンバーカードを読み取るためにICカードリーダーまたはマイナポータルアプリがインストールされているスマートフォンが必要です。
- ・受付期間外はインターネットによる申し込みはできません。子育て支援課へ直接お申し込みください。
- ・入力内容や添付画像に不備がある場合、受付ができません。時間に余裕をもってお申し込みください。
- ・他市町村の保育所等(広域入所)を希望する場合は、インターネット申し込みはできません。

受付会場での申し込み

第1希望の園の受付日に、必要書類等を持参の上でお越しください。

【受付日程】

【受付会場】佐久市役所 8階 大会議室

日時	10月14日(火)	10月15日(水)	10月20日(月)	10月23日(木)
午前9時00分 ～ 午前11時30分	ひまわり保育園 もちづき保育園 あさしな保育園 浅科幼稚園	中佐都保育園 切原保育園 田口保育園 青沼保育園	大沢保育園 岩村田北保育園 おひさまの森	泉保育園 聖愛保育園 岸野保育園 ねねいふたば
午後1時30分 ～ 午後4時00分	平根保育園 臼田保育園 里曲保育園 佳里保育園	岩村田保育園 小雀保育園 スクールエンジェル保育園	城山保育園 東保育園 高瀬保育園	中込認定こども園 野沢保育園 信学会佐久幼稚園

上記日程で都合のつかない場合については、次の期間内に市役所子育て支援課へ直接申し込みをしてください。
(期間内必着で郵送による申し込みも可能です。)

期間:令和7年10月24日(金)～令和7年10月31日(金) ※土日、祝日を除く

時間:午前8時30分～午後5時15分

≪郵送申込みの宛先≫:〒385-8501 長野県佐久市中込3056 佐久市役所子育て支援課保育係 宛て

※郵送の場合、③「保護者(申込者1名分)のマイナンバー証明」は写しをご提出ください。

利用申し込みにあたっての留意事項

- ・入所年齢(クラス)は、令和8年4月1日現在の年齢になります。
- ・令和8年4月1日からの入所だけでなく、年度途中の入所(出生予定のお子さんの利用、育児休業明けの利用、産前産後期間の利用等)や、転入予定の方についても、同日程で申し込みを受け付けます。
- ・申し込み後に希望する施設や希望する施設の順番の変更はできません。(10月31日までは変更可能)
- ・申し込み後のキャンセルはいつでも可能です。

3 申込みから入所までの流れ

10/6～10/31	入所申込受付
12月中旬	教育・保育給付認定決定通知書発行(保育の必要性の認定) ※希望保育所等の利用決定通知ではありません。
12月中旬～1月上旬	利用調整期間 ※調整が必要な方にはご連絡する場合があります。
1月中旬	利用決定通知発行 ※年度途中入所の方の利用決定通知は、入所1か月前頃の発行となります。(基本的に入所前の面談時または入所時にお渡し予定)
2月上旬	利用予定の保育所等から入園準備会の通知
2月中旬～3月上旬	入園準備会
4月上旬	入園式、保育料決定通知書発行

転入予定及び出生予定のお子さんの申込みの場合

転入後 又は 出産後	教育・保育給付認定決定通知書、利用決定通知発行 ※年度途中入所の方へは、入所前の面談時または入所時にお渡し予定
------------	--

※決定通知等の書類は転入後・出産後の発行となりますので、転入・出産をされましたら、子育て支援課または各支所高齢者児童福祉係へご連絡ください。転入の方は、入所日までに必ず転入手続きを済ませてください。

4 広域入所(市外保育所等の利用)

佐久市内にお住まいで、保護者の勤務等の状況により市内の保育所等への通園が困難な場合、市外の保育所等に入所を希望することができます。(広域入所理由書の提出が必要)

令和7年10月24日(金)～令和7年10月31日(金)の間に、佐久市役所子育て支援課へお申し込みください。

入所希望先の自治体と調整が必要になるため、申し込みの際にご相談ください。

5 保育時間

保育の必要量により、保育短時間と保育標準時間に区分されます。(時間の認定)

認定区分	保育時間	土曜日
保育短時間	午前8時～午後4時(8時間)	自由登園
保育標準時間	開所から11時間	自由登園

※保護者等のどちらかの1か月の就労時間が120時間に満たない場合や、求職活動中、育児休業中で認定を受けている場合は、原則保育短時間認定となります。

※自由登園については、追加料金等はかかりません。

6 保育料等

各月初日に在籍する就学前子どもの 属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額(月額:円)						副食費※ 徴収金額(月額:円)	
		3号認定:0～2歳(4月1日時点)						2号認定:3～5歳(4月1日時点)	
階層	時間	保育標準時間			保育短時間			保育標準時間、保育短時間	
	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	同時入所児童 のうち、最年長 者から順に数え て1人目・2人目	同時入所児童 のうち、最年長 者から順に数え て3人目以降
		同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童		
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	均等割の額のみ世帯	8,250	0	0	8,150	0	0	0	0
第4	所得割課税額48,600円未満	9,750	0	0	9,650	0	0	0	0
第5	所得割課税額48,600円以上 57,700円未満	13,000	0	0	12,800	0	0	0	0
第6	所得割課税額57,700円以上 76,500円未満	26,000	13,000	0	25,600	12,800	0	4,700	0
第7	所得割課税額76,500円以上 97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0	4,700	0
第8	所得割課税額97,000円以上 135,000円未満	41,000	20,500	0	40,400	20,200	0	4,700	0
第9	所得割課税額135,000円以上 169,000円未満	44,500	22,250	0	43,900	21,950	0	4,700	0
第10	所得割課税額169,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	0	52,300	26,150	0	4,700	0
第11	所得割課税額301,000円以上 397,000円未満	55,000	27,500	0	54,100	27,050	0	4,700	0
第12	所得割課税額397,000円以上	56,000	28,000	0	55,000	27,500	0	4,700	0

●第1～7 階層までの、ひとり親世帯または障がい者世帯については下記の金額となります。

各月初日に在籍する就学前子どもの 属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額(月額:円)						副食費※ 徴収金額(月額:円)	
		3号認定:0～2歳(4月1日時点)						2号認定:3～5歳(4月1日時点)	
階層	時間	保育標準時間			保育短時間			保育標準時間、保育短時間	
	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	同時入所児童 のうち、最年長 者から順に数え て1人目・2人目	同時入所児童 のうち、最年長 者から順に数え て3人目以降
		同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童		
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	均等割の額のみ世帯	3,870	0	0	3,820	0	0	0	0
第4	所得割課税額48,600円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第5	所得割課税額48,600円以上 57,700円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第6	所得割課税額57,700円以上 76,500円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第7	所得割課税額76,500円以上 77,101円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
	所得割課税額77,101円以上 97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0	4,700	0

※副食費は、給食のおかずやおやつ食材料費を指します。3号認定の保育料には、副食費が含まれています。

なお、上記の副食費は令和7年度の公立保育園の金額であり、金額は変更になる場合があります。

私立保育園等の金額については、各園にお問い合わせください。

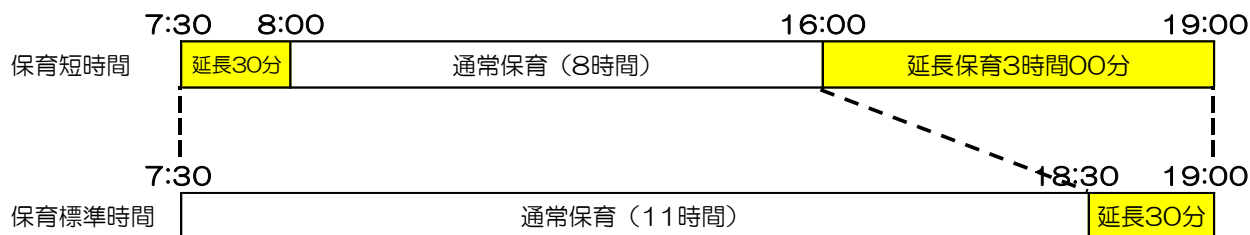
保育料等についての留意事項

- ・保育料は令和7年度及び令和8年度の保護者等の市町村民税額等により決定します。
- ・4月から8月分の保育料は、令和6年中所得に基づく令和7年度の市町村民税額、9月から翌年3月分の保育料は、令和7年中所得に基づく令和8年度の市町村民税額により算定します。
- ・父母の収入が基準額未満の場合、祖父母やその他の親族(世帯分離に関係なく同一住所にお住まい)、または親族以外で同居している方(内縁関係含む)の課税額を合算して保育料が算定されることがあります。
- ・所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等による控除は適用しない(所得割額から控除しない)ものとします。
- ・令和8年度の途中で支給認定が3号から2号に変わった場合でも、令和8年度中の保育料は3号認定の金額となります。

7 長時間保育（延長保育）

保護者の勤務等の都合により認定された保育時間を超えて保育が必要な場合には、延長保育を利用することができます。ご利用には、利用申し込みと延長保育料(30分につき75円)が必要になります。

<開所時間 7:30～19:00 の園の場合のイメージ>



8 乳児保育(0歳児保育)

乳児(生後4ヵ月程度～)の保育は、幼稚園型認定こども園を除く全施設で実施しています。

※ただし、浅科幼稚園(幼保連携型認定こども園)については、生後7ヵ月からです。

9 休日保育

日曜・祝日等に保護者の勤務等で児童の保育を必要とする場合、休日保育を利用することができます。

他施設に通園していても利用可能です。ご利用には、事前登録と休日保育料が必要です。

実施施設: 岩村田保育園、岸野保育園、ひまわり保育園

10 病児・病後児保育

病気の治療中又は回復期にあり集団保育が適当ではなく、保護者のやむを得ない事情によって

家庭で保育できない場合に利用することができます。ご利用には、事前登録と病児・病後児保育料が必要です。

実施施設: 浅間総合病院(病児)、岸野保育園(病後児)

11 受付期間以降の申し込みについて

受付期間以降の申し込みも随時受け付けいたしますが、受付期間内に申し込みをいただいた方から

利用調整をさせていただきますので、ご了承ください。

《問い合わせ先》

佐久市役所	子育て支援課保育係	佐久市中込3056	電話 0267(62)3149(直通)
臼田支所	高齢者児童福祉係	佐久市臼田89-3	電話 0267(82)3111(代表)
浅科支所	高齢者児童福祉係	佐久市甲1399	電話 0267(58)2001(代表)
望月支所	高齢者児童福祉係	佐久市望月263	電話 0267(53)3111(代表)

保育の必要性を証明する書類

保育の必要事由に応じて「就労証明書」「添付書類」の提出が必要です。

- 世帯全員の分(18歳～64歳が対象、学生は除く)が必要です。(世帯分離している家族も含む)
- 保護者の方が単身赴任等で住所を別にしている場合も同世帯となり、証明書類の提出の必要があります。
- 海外赴任の場合は、令和6年及び令和7年中の収入額が確認できる書類が必要になります。
- 就労証明書、医師の診断書および介護・看護状況申告書の様式は佐久市ホームページ「令和8年度保育所等入所のご案内」からダウンロードできます。

保育の必要事由	具体的事由	就労証明書	添付書類	注意事項等
就労 会社勤務 パート 等	保護者が家庭外で仕事をすることを常態としていること。(在宅勤務を含む。)	就労先事業者が記入	なし	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている必要があります。 育児休業から復職する方も含みます。
① 就労 自営業 農業 内職 等	保護者が自営業、農業等に従事することを常態としていること。	事業主(経営者)が記入	・「確定申告書の写し」や「開業届の写し」等、その仕事に従事していることが分かる書類	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている必要があります。
② 母親の 出産前後	母親が妊娠中であるか、または出産後間もないこと。	なし	・母子手帳の写し (表紙及び出産(予定)日の記載されている頁)	出産予定日の属する月の前後2か月の利用を限度とします。 (例:出産予定日が10月11日の場合は、8月1日～12月31日の期間で利用が可能)
③ 保護者の 疾病・障がい	病気やケガであつたり心身に障がいなどがあること。	なし	・医師の診断書等	
④ 同居家族の 介護・看護	児童の家庭で長期にわたり介護(看護)を必要とする親族があり、その介護(看護)に常時あたっていること。	なし	・介護・看護状況申告書 ・介護(看護)を受ける方の診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等	入院・入所者の介護・看護での認定はできません。
⑤ 災害復旧	火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。	なし	・り災証明書等	
⑥ 求職活動 (起業準備含む)	保護者が求職活動を行っている、又は児童の入所後から求職活動を行うこと。	なし	なし	3ヶ月の利用を限度とします。
⑦ 就学	就学していること(職業訓練校における職業訓練を含む)。	なし	・学生証または在学証明書 ・カリキュラム等	
⑧ 虐待・DV	保護者及び児童が虐待やDVのおそれがあること。	なし	・申立書等	
⑨ 育児休業中の 継続利用	育児休業中に、既に保育を利用していて継続利用が必要であること。	就労先事業者が記入	なし	

令和8年度市内保育所等施設一覧表

施設名		定員	所在地	開園時間	電話番号 市外局番 (0267)	一時 保育	乳児 保育	障害児 保育
公立	泉保育園	140	三塚300-2	7:30~19:00	62-1259		○	○
	大沢保育園	45	大沢789-1	7:30~19:00	62-1128		○	○
	城山保育園	160	平賀4195	7:30~19:00	78-3691		○	○
	東保育園	120	新子田880-2	7:30~19:00	67-2271		○	○
	平根保育園	100	上平尾847-3	7:30~19:00	67-2094		○	○
	岩村田保育園	150	岩村田5088	7:30~19:00	67-2281		○	○
	中佐都保育園	130	塚原787-1	7:30~19:00	67-3419		○	○
	高瀬保育園	90	鳴瀬1371	7:30~19:00	67-2155		○	○
	切原保育園	50	中小田切96	7:30~19:00	82-2180	○	○	○
	田口保育園	90	田口3117	7:30~19:00	82-2602	○	○	○
	青沼保育園	50	入沢232-2	7:30~19:00	82-3110	○	○	○
	もちづき保育園	170	協和7430-1	7:30~19:00	54-7430	○	○	○
	あさしな保育園	150	御馬寄715-1	7:30~19:00	51-5005	○	○	○
私立	岸野保育園	170	伴野1792-1	7:00~19:00	63-0123	○	○	○
	野沢保育園	90	取出町491-2	7:30~19:00	62-0634		○	○
	聖愛保育園	130	原267-1	7:30~19:00	62-1208	○	○	○
	小雀保育園	237	岩村田1158-10	7:00~19:00	67-2287	○	○	○
	臼田保育園	80	臼田2126-8	7:30~19:00	82-2332	○	○	○
	里曲保育園	45	三分237-1	7:30~19:00	82-4523	○	○	○
	佳里保育園	120	下小田切51-1	7:30~19:30	82-5269	○	○	○
	ひまわり保育園	60	瀬戸1177-13	7:15~19:15	62-6495		○	○
	幼保連携型認定こども園 ねねいふたば	90	根々井197-1	7:00~19:00	78-3778		○	○
	保育所型認定こども園 岩村田北保育園	175	岩村田3606-9	7:30~19:30	68-3030	○	○	○
	幼保連携型認定こども園 浅科幼稚園	60	甲1181-8	7:30~19:00	58-2112	○	○	○
	幼稚園型認定こども園 信学会佐久幼稚園	415	猿久保232	7:30~19:00	67-1508			○
	小規模保育事業所 おひさまの森	0~2歳児 19人	岩村田3150-1	7:30~18:30	67-0325		○	○
	小規模保育事業所 スクルドエンジェル保育園 佐久岩村田園	0~2歳児 19人	岩村田5510-1	7:00~19:00	77-7553		○	○

※上記施設のほか、令和8年4月に「小規模保育事業所」「認定こども園」の新規開園と既存施設の「認定こども園」への移行を予定しています。詳細は「別紙案内」をご確認ください。